

個別所得の金額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法 人 名	( )
----------------	------------------	-------	-----

別表四の二付表 平十九・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

信託法（平成18年法律第108号）の施行の日までの間は、「38」の「連結組合等損失額の損金不算入額又は連結組合等損失超過合計額の損金算入額」として記載します。

区 分	①	総 額	処 分	
			留 保	社 外 流 出
			②	③
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1	円	円	配 当 そ の 他
加				
減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	2			
役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	3			そ の 他
	4			
	5			
小 計	6			
減				
減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	7			
分 割 前 事 業 年 度 等 の 欠 損 金 の 損 金 算 入 額	8			※
	9			
	10			
小 計	12			外 ※
仮 計	13			外 ※
加				
損 金 の 額 に 算 入 し た 法 人 税 (附 帯 税 を 除 く。)	14			
損 金 の 額 に 算 入 し た 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	15			
損 金 の 額 に 算 入 し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く。)	16			そ の 他
損 金 の 額 に 算 入 し た 道 府 県 民 税 (利 子 割 額 を 除 く。)	17			
損 金 の 額 に 算 入 し た 道 府 県 民 税 利 子 割 額	18			
損 金 の 額 に 算 入 し た 納 税 充 当 金	19			
損 金 の 額 に 算 入 し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く。)	20			そ の 他
加 算 金、延 滞 金 (延 納 分 を 除 く。)	21			
小 計	21			
減				
益 金 の 額 に 算 入 し た 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	22			
益 金 の 額 に 算 入 し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く。)	23			※
納 税 充 当 金 から 支 出 し た 事 業 税 等 の 金 額	24			
法 人 税 等 の 中 間 納 付 額 及 び 過 誤 納 に 係 る 還 付 金 額	25			
所 得 税 額 等 及 び 連 結 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額 等	26			※
小 計	27			外 ※
仮 計	28			外 ※
受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別 表 八 の 二「26」)	29	△		※
連 結 法 人 間 取 引 の 損 益 の 減 算 調 整 額 (別 表 九 (三)「9の計」+「16の計」)	30	△	△	
連 結 法 人 間 取 引 の 損 益 の 加 算 調 整 額 (別 表 九 (三)「11の計」+「13の計」)	31			
交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別 表 十 五 の 二「20」)	32			そ の 他
仮 計	33			外 ※
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別 表 十 四 の 二「33」)	34			そ の 他
沖 縄 の 認 定 法 人 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 (別 表 十 (一)「9」又 は「12」)	35	△		※
法 人 税 額 から 控 除 さ れ る 所 得 税 額 の 個 別 帰 属 額 (別 表 六 の 二 (一)「22」)	36			そ の 他
税 額 控 除 の 対 象 と な る 個 別 外 国 法 人 税 の 額 等 (別 表 六 (二)の二「10」-別 表 十 七 (二)の二「39の計」)	37			そ の 他
連 結 組 合 等 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 又 は 連 結 組 合 等 損 失 超 過 合 計 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 九 (四)「10」)	38			
仮 計	39			外 ※
新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別 表 十 (二)「42」)	40	△		※
仮 計	41			外 ※
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別 表 九 (一)「13」)	42			※
非 適 格 合 併 又 は 非 適 格 分 割 型 分 割 に よ る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額	43			※
仮 計	44			外 ※
連 結 欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別 表 七 の 二 付 表 二「23」+ (別 表 七 の 二 付 表 三「11」,「22」又 は「31」))	45	△		※
個 別 所 得 金 額 又 は 個 別 欠 損 金 額	46			外 ※